

陸上自衛隊達第121-4号

陸上自衛隊の監察の実施に関する達を次のように定める。

平成21年9月11日

陸上幕僚長 陸将 火箱 芳文

改正 平成23年3月28日達第121-4-1号

改正 平成27年10月1日達第122-275号

改正 平成30年3月13日達第121-4-2号

改正 平成31年3月18日達第121-4-3号

改正 平成31年4月19日達第122-302号

陸上自衛隊の監察の実施に関する達

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 監察（第5条—第14条）

第3章 年度監察結果の報告（第15条）

附 則

別 紙

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊における監察の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 陸上自衛隊の部隊及び機関（陸上幕僚監部並びに自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）をいう。
- (2) 部隊等の長 前号に規定する部隊等の長をいう。
- (3) 被監察部隊等 監察を受ける部隊等をいう。
- (4) 陸上幕僚長等 陸上幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、師団長又は旅団

長をいう。

(5) 関係部課長 各監察官が所属する陸上幕僚監部、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部のそれぞれの関係部課室長をいう。

(6) 訓令 陸上自衛隊の部隊の一体的運用の円滑な実施に関する訓令（平成30年陸上自衛隊訓令第8号）

(監察の目的)

第3条 陸上自衛隊における監察は、部隊等の実情を把握することにより隊務の正常な運営を阻害する諸要因を探究し、もってその改善施策の推進を図ることを目的とする。

(監察の実施に対する協力)

第4条 監察官は、被監察部隊等その他の関係部隊等の長に対し、監察の実施に必要な説明、書類の提出その他所要の協力を求めることができるものとする。ただし、被監察部隊等以外の関係部隊等の協力を求める場合においては、陸上幕僚長又は当該部隊等を指揮する陸上総隊司令官、方面総監、師団長若しくは旅団長の承認を得るものとする。

第2章 監 察

(監察対象範囲等)

第5条 陸上幕僚監部の監察官の監察対象範囲は、すべての部隊等とする。

2 陸上総隊司令部の監察官の監察対象範囲は、陸上総隊司令官に隷属する部隊を基本とする。

3 方面総監部の監察官の監察対象範囲は、方面総監に隷属する部隊等を基本とする。

4 師団司令部の監察官の監察対象範囲は、師団長に隷属する部隊を基本とする。

5 旅団司令部の監察官の監察対象範囲は、旅団長に隷属する部隊を基本とする。

6 第2項から前項までに掲げるもののほか、陸上総隊司令官、方面総監、師団長及び旅団長が必要と認めた場合は、配属又は一部指揮する隷属系統にない部隊（以下「配属部隊等」という。）を、配属部隊等の差し出し部隊長と調整の上、それぞれ各監察官の監察対象範囲に含めることができるものとする。

7 訓令第4条及び第5条の規定を実施するため、陸上総隊司令官が方面隊の全部又は一部を指揮する場合、陸上総隊司令官は、方面総監に対し、その配属部

隊等を方面総監部の監察官の監察対象に含めるよう指示することができる。

- 8 陸上幕僚監部の監察官が防衛大臣直轄部隊等、陸上総隊司令部及び方面総監部以外の部隊等を、陸上総隊司令部の監察官が陸上総隊直轄部隊以外の部隊を、方面総監部の監察官が方面直轄部隊等、師団司令部及び旅団司令部以外の部隊を監察する必要がある場合は、それぞれ陸上幕僚長、陸上総隊司令官又は方面総監が特別に指示するものとする。

(配属部隊等に対する監察への協力支援)

第6条 陸上総隊司令官、方面総監、師団長又は旅団長が配属部隊等を差し出し、当該部隊に対して隷属系統による監察を実施する場合は、必要に応じて配属部隊等の上級部隊（以下「配属上級部隊」という。）である陸上総隊司令官及び方面総監は陸上幕僚長の指示によりその所属の監察官又は監察官の指名する者を、また師団長及び旅団長は方面総監の命によりその所属の監察官又は監察官の指名する者を、それぞれ協力支援させるものとする。

- 2 第5条第6項に基づき配属上級部隊が配属部隊等に対する監察を実施する場合は、必要に応じて配属部隊等を差し出した陸上総隊司令官及び方面総監は陸上幕僚長の指示により、師団長及び旅団長は方面総監の命により、その所属の監察官を、それぞれ協力支援させるものとする。

- 3 第5条第7項に基づき、方面総監がその配属部隊等に対する監察を実施する場合、陸上総隊司令官は、配属部隊等を差し出した方面総監に対し、その所属の監察官を配属上級部隊に差し出すよう指示することができる。

(駐屯地司令職務に関する監察)

第7条 駐屯地司令職務に関する監察は、駐屯地司令たる部隊等の長のそれぞれの隷属系統上の陸上幕僚長等に属する監察官の監察対象範囲とし、方面総監部、師団司令部又は旅団司令部所在地の駐屯地司令職務については、方面総監の定めるところによるものとする。

(監察基本要綱等)

第8条 陸上幕僚長は、監察方針、主要監察項目その他必要な事項に関する監察基本要綱を毎年度定め、年度ごとに通達をもって示すものとする。

- 2 陸上総隊司令官及び方面総監は、前項の監察基本要綱に準拠して陸上総隊監察要綱又は方面隊監察要綱を定め、年度部隊業務計画に含めて指示するものとする。
- 3 師団長及び旅団長は、前項の方面隊監察要綱に準拠して師団監察要綱又は旅団監察要綱を定めるものとする。

(監察計画の作成及び報告)

第9条 監察官は、前条に規定する監察基本要綱等に基づき、それぞれの監察対象範囲の部隊等（第5条第6項及び同条第7項の規定により示された部隊等を除く。）について監察計画を作成し、これについて陸上幕僚長等の承認を求めらるものとする。

なお、監察官は、第5条第7項の規定に示された部隊等に関する監察計画を訓令第5条に掲げる計画に含めて作成することができる。

- 2 前項の監察計画の作成に当たっては、監察計画の対象範囲に属する各部隊等について監察を通常毎年度1回として実施するように計画するものとする。
- 3 監察官は、特に必要があると認めた場合には、第1項に規定する監察計画のほか、臨時に監察を行うことができるものとし、この場合における陸上幕僚長等の承認及び陸上幕僚長又は方面総監への報告については、第1項の規定を準用するものとする。ただし、この報告は、特に重要な問題点に関し実施する場合においてその都度、行うものとする。（監定第7号）

(監察計画の示達)

第10条 前条第1項に規定する監察計画は、当該年度において陸上幕僚監部の監察官にあつては陸上自衛隊の年度業務計画運営規則（陸上自衛隊達第11-1号）（以下「業計規則」という。）第4条に規定する年度業務計画業務別計画細部目標に、陸上総隊司令部及び方面総監部の監察官にあつては業計規則第21条に規定する年度部隊業務計画業務別計画に、それぞれ含めて示達するものとする。また、師団司令部及び旅団司令部の監察官にあつては師団及び旅団の業務についての計画等を示達する場合には、当該計画等に含めて示達するものとする。

(監察の実施等)

第11条 監察は、特別の事情があると認められる場合を除き、被監察部隊等の通常業務の状態において実施するものとする。

- 2 監察官は、適正な監察の実施のため被監察部隊等に関し常時継続的に資料を準備するとともに、これについて周密な研究を行うものとする。
- 3 監察の実施に当たっては公正な態度をもって被監察部隊等の関係者と討議し、これらの者の説明を聴取するとともに、提出書類の検討、隊内視察その他の方法による調査を行うことにより、当該被監察部隊等の実情を総合的かつ客観的に確認することに努めるものとする。

- 4 監察は、通常前回の監察時から現在までの隊務に関する各部隊等共通重点項目に被監察部隊等の特性に応ずる項目を併せて行うものとする。
- 5 第9条第3項に規定する臨時の監察を行う場合は、通常特定の隊務事項に限定するものとする。
- 6 監察官は、監察の終了に当たり、被監察部隊等の長に対し監察実施の結果について意見を述べるものとする。
- 7 陸上幕僚長等は、被監察部隊等の規模、被監察業務の性質等に応じ、前各項に掲げる監察を監察官の指名する者に実施させることができるものとする。

(監察結果の報告)

第12条 監察官は、監察を実施した場合においては、速やかにその結果に関し必要と認められる事項をそれぞれの関係部課長に通報しその意見を求めるとともに、当該監察の結果を監察実施報告書にとりまとめ、その意見を添えて陸上幕僚長等に報告するものとする。

(監察実施報告書等に基づく通達)

第13条 陸上幕僚長等は、監察実施報告書に基づき、かつ、監察官の意見を考慮して、改善事項その他必要と認められる事項がある場合は、これを被監察部隊等その他関係部隊等の長に通達するものとする。

(関係部課長の通報等)

第14条 関係部課長は、前条の規定により通達された改善事項等に関し、できるだけ速やかに所要の処置を講じ、これを監察官に通報するものとする。

- 2 被監察部隊等の長は、前条の規定により通達された改善事項等で自ら処置すべきものについては、できるだけ速やかに所要の処置を講じ、これを監察結果の通達受領後、3箇月以内に陸上幕僚長等に報告するものとする。(監定第8号)

第3章 年度監察結果の報告

(年度報告)

第15条 陸上総隊司令官及び方面総監は、毎年度終了後監察等の結果を別紙「報告書作成要領」に基づき作成し、4月20日までに陸上幕僚長に報告するものとする。(監定第9号)

附 則

- 1 この達は、平成21年10月1日から施行する。

2 監察等に関する達（陸上自衛隊達第121-3号）は廃止する。

附 則（平成23年3月28日陸上自衛隊達第121-4-1号）
この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日陸上自衛隊達第122-275号）
この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日陸上自衛隊達第121-4-2号）
この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月18日陸上自衛隊達第121-4-3号）
この達は、平成31年3月18日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122-302号）
1 この達は、平成31年5月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

報告書作成要領

第1 監察実施の状況

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の監察官が当該年度に行った監察の実施状況を付紙の様式に記載する。

第2 監察実施結果

次の事項に関し、その現状及び問題点について具体的に記述する。

- (1) 主要監察項目に関する事項
- (2) 前号以外の事項で監察の結果、陸上幕僚監部において検討を要すると認められる事項（業計規則第22条に規定する業務計画要望に関するものを除く。）

令和〇〇年度監察実施状況

実施状況 監察官別	全監察対象部隊数	監察実施部隊数	実施率
陸上総隊 〇〇方面隊 〇〇師団 〇〇師団 〇〇旅団			
合 計			

記入要領

「全監察対象部隊数」及び「監察実施部隊数」欄には、陸上総隊司令官、方面総監、師団長又は旅団長に隷属する直近下位の部隊数を記載する。